

○東京工業大学超スマート社会卓越教育院共用設備利用規程

〔 令和3年12月15日  
超 ス 卓 制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学超スマート社会卓越教育院（以下「教育院」という。）が管理・運用する各教育研究フィールドにおける教育研究用の設備（以下「共用設備」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育院における共用設備は、これを東京工業大学(以下「本学」という。)の学生及び職員等のほか、本学以外の超スマート社会に関する教育研究を行う者（以下「他の研究者等」という。）に広く共用することにより、超スマート社会に関する社会連携による教育研究基盤の強化を図るとともに、本学の学生及び職員等と他の研究者等との交流を促進し、もって超スマート社会の実現に向けた卓越した教育研究拠点の形成に資することを目的とする。

(利用資格)

第3条 共用設備を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本学の学生、職員、特定教員及び東京工業大学特別研究員（以下「学内利用者」という。）

二 超スマート社会推進コンソーシアム会員機関

三 前各号のほか、超スマート社会推進事業の目的に賛同する機関等であって、超スマート社会卓越教育院長（以下「教育院長」という。）が認めた者

(利用用途の範囲)

第4条 共用設備は、利用が、本学の業務遂行上の妨げとなるおそれがない場合であって、かつ、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす場合に利用することができる。

一 利用が、超スマート社会に関する試験、研究及び開発等の科学技術又は産業技術の発展を目的とする活動の一環であること。

二 利用が、超スマート社会に関する最先端の知識及び技術の修得、超スマート社会を担う人材の育成、その他超スマート社会に関する教育の実施等を目的とする活動の一環であること。

(利用の許可等)

第5条 共用設備の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式により、教育院長に申請するものとする。

2 教育院長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る共用設備の利用許可の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 利用者は、設備の利用にあたっては、別に定める約款等を遵守の上、各共用設備の管理者の指示に従わなければならない。

4 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に共用設備を利用してはならない。  
(利用料等)

第6条 共用設備の利用については、有償とし、別に定める利用料を徴収する。

2 前項のほか、利用に係る講習の受講や資格取得に要する費用については利用者の負担とする。

3 前2項のほか、利用者は、共用設備の利用に要する材料、消耗品等について、その実費を負担しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、教育院長が特に認めたときは、利用料等の全額又は一部を免除することができる。

(利用料等の納付)

第7条 学内利用者に係る利用料等の納付については、予算の振替により行うものとする。

2 第3条第2号及び第3号に掲げる者に係る利用料等の納付については、本学の発する請求書に基づき、本学が指定する預金口座へ、本学が指定する期日までに、振り込むことにより行うものとする。

(利用の中止等)

第8条 教育院長は、共用設備の故障等により、その利用ができなくなったときは、利用を中止し又は延期することができる。この場合において、教育院長は、当該中止等の措置について、利用者に速やかに通知するものとする。

2 前項の利用の中止等の措置により利用者に生じた損害について、本学はその責を負わない。

(利用の取消し等)

第9条 教育院長は、次の各号に掲げるときは、利用の許可を取り消し、又は直ちに利用を停止することができる。

一 利用者が、この規程に違反し、共用設備の使用に重大な支障を生じさせたとき。

二 外部利用について、指定の期日までに利用料の納付が確認できないとき。

(事故賠償)

第10条 大学は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わないものとする。

2 利用者は、故意又は重大な過失により、その利用に係る共用設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(謝辞記載)

第11条 利用者が、論文などによりその成果を公表する場合には、共用設備を利用した旨の記載をしなければならない。

(法令等の遵守)

第12条 利用者は、共用設備の利用にあたっては、この規程のほか、大学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

(事務)

第13条 共用設備の利用等に関する事務は、超スマート社会推進コンソーシア

ム事務局の協力を得て、超スマート社会卓越教育院事務室において行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月15日から施行する。